

## 竹原市民生都市建設委員会

令和4年12月16日開会

### 会議に付する事件

#### (付託案件)

- 1 議案第56号 総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定について
- 2 議案第64号 竹原市手数料条例の一部を改正する条例案
- 3 議案第65号 竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案
- 4 議案第66号 竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 5 議案第70号 令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

#### (その他)

- 1 閉会中の継続審査の申出について

(令和4年12月16日)

出席委員

氏 名	出 欠
下 垣 内 和 春	出 席
蕎 麦 田 俊 夫	出 席
宇 野 武 則	出 席
吉 田 基	出 席
高 重 洋 介	出 席
今 田 佳 男	出 席
村 上 ま ゆ 子	出 席

委員外議員出席者

氏 名
大 川 弘 雄
松 本 進
堀 越 賢 二
川 本 円
平 井 明 道

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 矢口尚士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	新 谷 昭 夫
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊
建 設 部 長	梶 村 隆 穂
市 民 課 長	内 山 修
社 会 福 祉 課 長	住 田 昭 徳
建 設 課 長	松 岡 俊 宏
都 市 整 備 課 長	広 近 隆 幸

午前9時51分 開会

委員長（下垣内和春君） 皆さん、おはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長の許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、議案ごとに詳細にわたる一問一答による質疑を行った後に委員間討議を行います。委員間討議の結果を踏まえ、質疑の再開あるいは終結を決定し、質疑が終結いたしましたら、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承をよろしくお願いいたします。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、令和4年第4回定例会の民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案等一覧表に記載のとおりであります。

副市長から発言の申出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（新谷昭夫君） おはようございます。

本日は、令和4年第4回定例会へ提案させていただいている議案のうち、議案第56号外4議案につきまして説明をさせていただきますので、慎重な御審議のほど、どうぞよろしく願い申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審査の順序につきましては、お手元の付託議案審議順序表の順に行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認め、そのように執り行います。

なお、執行部からの説明は、以後、座ったまま行っていただいて結構でございます。

それでは、早速議案のほうに入らせていただきます。

議案第64号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 市民課長の内山でございます。よろしくお願いいたします。

議案第64号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案につきまして御説明いたします。

資料は、議案等補足説明資料を用います。よろしくお願いいたします。

資料の2ページを御覧ください。

概要につきましては、竹原市手数料条例の一部を改正し、マイクロチップを装着した犬の登録手数料を徴収しないこととする改正案でございます。マイクロチップは直径1.2ミリ、長さ8ミリの発信をしないものでございます。皆様御存じのとおり、市は狂犬病予防法につきまして犬の登録を行っておりますが、犬の狂犬病予防のために毎年登録のある犬につきまして4月に予防注射をするよう啓発、そして巡回をするよう業務を行っております。

要旨につきまして、このたび国の動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正されまして、国が保有するマイクロチップを装着した犬の登録情報の通知を市が受けた場合には、犬の登録者からの登録申請手続及び鑑札の交付が不要となります。したがって、登録手数料を徴収しないことを今回御提案をさせていただきたいと思っております。なお、マイクロチップを装着しない犬につきましては、従来どおり市の窓口で登録を受けていただきます。そして、3,000円負担をしていただくこととなります。

3番、今後のスケジュールにつきましては、12月当議会にお諮りしまして議決をいただきましたら、市内の近隣の動物病院との情報共有を行い、令和5年1月から環境省から犬の登録情報の通知を受けて運用を開始します。また、同時に1月広報にて市民の皆様にお知らせをする予定でございます。

資料の2、2枚目ですが、3ページを御覧ください。

今回の制度の全体像でございます。ちょっと時間がございませんので、簡単に申し上げますと、中央にありますブリーダー、ペットショップ、こういった方が犬を一般の方に販売する場合には、必ずマイクロチップを装着するということになっております。また、販売店やブリーダーから購入された方は、必ず国の指定登録機関に、これはネット空間なのですが、登録申請をすることが義務づけられておりまして、そして最終的に市といたしましては、その登録情報を国から情報提供を受けるということで犬の登録の管理をしていく

ということになっております。ただし、今回、今までの個人間の取引や売買ではない取引については、マイクロチップ装着が義務づけになっておりません。ですので、これまでと同様に市の窓口に来ていただいて、登録をして鑑札を受けていただくことになります。ただ、個人であってもマイクロチップを装着したいという方がいらっしゃいましたら、その場合は先ほどの販売店と同様に国の指定登録機関に登録をしていただいて、市の登録窓口に来ていただく必要はございません。

私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） 以上、説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第66号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（住田昭徳君） おはようございます。社会福祉課の住田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第66号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案につきまして御説明申し上げます。

議案書の93ページ、議案参考資料の同じく93ページとなります。それと、後ほど別途の議案等の補足説明資料となります。

まずは、議案参考資料で説明をさせていただきますので、議案参考資料の93ページのほうをお開きいただければと思います。

本案は、生活保護法の一部が改正されたことを踏まえ、個人番号の独自利用事務として、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護法の取扱いに準じた保護に関する事務を追加するなど必要な規定を整備するものでございます。

改正内容につきましては、個人番号の独自利用事務として、生活に困窮する外国人に対して生活保護法の取扱いに準じた保護に関する事務を定めるとともに、当該者の生活保護

等関係情報を独自利用事務を処理するために必要な限度で利用することができるよう、このたび法の改正を行うものでございます。

続いて、別途配付しております委員会資料ですね、議案等の補足説明資料のほうを御覧いただければと思います。

ページでは、4ページと5ページとなります。

このたびの条例改正等に至る背景も含め、補足説明のほうをさせていただければと思います。

概要でございますけれども、このたびの改正の目的としましては、生活に困窮する外国人に対する生活保護に準じた措置に関する事務を定めるとともに、その他、生活保護受給者と同様に医療扶助におけるオンライン資格確認を可能とする内容でございます。

次に、要旨でございます。

まず、生活保護法の一部改正の背景でございますが、現在の社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく全世代対応型の社会保障制度構築に向け、生活保護等の一部改正を盛り込んだ全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律案が令和3年6月に公布されております。この改正法の中におきまして、生活保護受給者の医療扶助の資格確認におきましてマイナンバーカードを利用したオンラインの資格確認を使用することが定められ、関連法である生活保護法も一部改正が行われたところでございます。

次に、このたび上程をさせていただいております条例改正案との関係性でございますが、先ほど御説明させていただきましたこの令和3年の法改正により、生活保護受給者はオンライン資格確認等システムの利用が可能となってまいります。しかしながら、当該受給者の中でも外国人世帯の方につきましては、厳密には生活保護法の対象ではございません。生活保護法の取扱いに準じた措置であるという位置づけから、オンライン資格確認等システムを利用するに当たっては、生活保護法の改正ではなく、別途各自治体でマイナンバーの独自利用のための条例改正が必要となるといったことでございます。そもそも個人番号は高い個人識別性を持つことから、その利用については法律またはこれに基づく条例により規定された事務の範囲内にて必要な限度でのみ利用することができることとされていることから、このたび次に書いてありますように改正の内容といたしまして、個人番号を利用する事務として、2番目、同一機関内の複数の事務間で特定個人情報の利用として、3番目、同一団体内の他機関への特定個人情報の提供としてそれぞれ追加させていただいた

という内容でございます。

なお、今後の外部機関等の情報提供につきましては、国の個人情報保護委員会の規制の改正等を待って、環境整備が整ってまいるという流れでございます。また、今回の一連の改正につきましては、全国一律としての動きとなります。

5ページのフロー図のほうを御覧いただければと思います。

上側が、現行の医療扶助の受診の流れでございます。下側が、オンライン資格確認導入後のイメージ図となります。

マイナンバーカードによる確実な資格、本人確認を実現するとともに、医療券の発行であるとか送付等の事務が省略化され、利用者の利便性が高まることとなります。また、適正な医療の実施を確保するため、福祉事務所が委託した医療機関を受診する仕組みを維持するといった効果が見込まれております。

なお、一番下にアスタリスクで書いてあるとおり、医療機関等でオンライン資格確認の整備が整っていない場合等、マイナンバーカードによる資格確認ができない場合につきましては、従前どおり医療券を併用し、必要な受診に支障が出ないという体制になっております。

施行期日は公布の日、根拠法令は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の第9条となります。

議案第66号の説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

委員長（下垣内和春君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第70号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（内山 修君） 市民課長の内山です。よろしく願いいたします。

議案第70号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説



明をさせていただきます。

補正予算書の72ページを御覧いただきたいと思います。

今回の国民健康保険特別会計の補正についてでございますが、人事院勧告に伴います給与の制度改正並びに職員構成の変更、いわゆる職員異動による2点その理由でございます。当初予算から93万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

内訳につきましては、歳入といたしまして、補正予算書72ページを御覧いただきたいと思います。

一般会計からの繰出金93万3,000円を財源といたします。

歳出といたしましては、補正予算書75ページを御覧いただきたいと思います。

扶養手当59万4,000円、通勤手当20万円、住居手当17万7,000円、期末手当は3万8,000円の減とし、総額93万3,000円といたします。

国民健康保険特別会計は、現在の予算に93万3,000円を増額し、補正後の予算額は30億3,182万円となります。

議案70号の私からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

市民福祉部は退席いただいて結構でございます。

では続きまして、議案56号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） 失礼いたします。

総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてということで、議案書は27ページ、参考資料のほうは21ページということなのですが、別添の資料をお配りをさせていただいておりますので、そちらに基づきまして説明をさせていただきたい

と思います。

この指定管理についてですが、地方自治法によりまして市議会の議決を経て指定をすることとなっておりますので、本定例会に上程をさせていただいたものであります。

まず、1番目の選定の経緯についてです。

現在の指定管理の期間が平成30年度から令和4年度までの5年間ということで、来年限和5年3月31日に満了することから、指定管理候補者選定委員会において募集要項、管理仕様、指定管理料などについて検討を行い、多くの企業に参加していただけるよう公募を行ったところであります。選定委員会において応募者によるプレゼンテーションやヒアリング等を行い、提案内容を審査していただいた結果、次の団体を指定管理候補者として選定をいたしました。

2番目の指定管理候補者であります。団体名がバンブースポーツクラブと竹原市造園事業者会共同事業体、2番目の期間ですが、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間となっております。この共同事業体の構成についてですが、バンブースポーツクラブと竹原市造園事業者会ということで、この事業者会ですが、3法人と1個人事業主、事業者ということで構成をされております。

これまでの3番目の募集の経過ですが、まず7月4日に選定委員会を開きまして、こちらで募集要項等を協議の上、決定をいたしております。続いて、7月8日にこの要項を公表いたしております。それから、同月22日になりますが、応募説明会の申込みの締切りを行っております。この説明会の参加が応募の要件というふうなことで定めております。8月1日に第2回目の選定委員会を開催いたしまして、選定基準と、またプレゼンテーション、ヒアリングの実施要領を協議をいたしまして決定をいたしております。あわせて、指定管理料の上限額についてもここで決定をいたしております。その後、8月4日になりますが、こちらでバンブー・ジョイ・ハイランドにおいて応募の説明会を開催し、3社の参加をいただいております。同日から12日までの間を募集要項に関する質問の受付期間としまして、それから同月19日までにその質問に対して回答を行っております。その8月19日から約1か月間になりますが、応募の受付期間ということで設けておまして、この間、1社の応募がございました。それから、この応募を受けまして10月11日、第3回の選定委員会を開催いたしまして、指定管理候補者ということで選定を出したところであります。

次のページになりますが、この指定管理、5年間の指定管理料としまして、各年度2、

811万円ということで合計5年間で1億4,055万円ということになります。

簡単ですが、以上、説明とさせていただきます。

委員長（下垣内和春君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 管理の詳細は分からないのですが、道路側の樹木はほとんど枯れた、ですわね。こっちのツゲも今全部やり替えたような状況ですが、あそこは薬剤のようなものを散布は定期的に行っているのかどうか。

委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） 樹木管理ということではありますが、一部桜については桜を守る会ということで別管理としておりますが、その他の樹木につきましてはこの指定管理の業務ということで、通常必要となります薬剤でありますとか定期的な巡回から水やり、肥料等を通常の指定管理という業務の中で実施しているところがあります。

委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） 道路端の歩道のほうよね。ほとんどあれ全滅になっているでしょう。せっかく植えた木だからね、それはどのような原因で枯れるのか。私は木が好きだからね、しょっちゅう見るのよ、どこの木でも。駐車場のところは、前に言ったように竹だったのよ。ちょうど私が委員長の頃にあそこにクスを植えさせたのよ。クスなら駐車場が陰になって、子供が車の中にも安心だと思って。20年以上になるだろう、太らないのよ、あれ。まだこれくらいだわ、10センチもないぐらい。だから、どこか足りないのだろうと思うのだがね。駐車場の場合は、やっぱり熱中症なんかの子供のことはよく新聞にも出るが、やっぱり竹は大きくなるからね。だから、クスを植えておけばいいと思って、あれは堀川さんが農林課長だったのだろうと思うのだが、あの頃お願いして、竹の間にずっとクスを植えているのよ。ああいうのが太らないからね、何かどこか足りないのだろうと思うのだが、指定管理にするわけだから、やっぱり適正にこのヒアリングをやった折のものを守ってもらわないと困るわけよね。だから、せっかくのバンブー公園の財産ですから、やっぱりそこらは業者の方とよく打合せして、どこが悪いのか、悪かったら悪いような対策をあなた方考えて、街路樹、歩道のところに10センチぐらいの太さまで育てていただろうと思うのですが、ほとんど全滅だわ。何か原因があるのだろう。排ガスで

もないのだろうと思うが、下の土壌が悪いのかどうか。あそこまで育ったのだから、やっぱりせつかくだからそこらをしっかり管理してもらわないと困るのだ。

委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） バンブーというふうに竹の名所を関した公園でありまして、ありますように竹をはじめとして様々な木が、樹木が植えてあるわけですけど、そういったものの管理も非常に重要な業務となっておりますので、こちらのほうでもちょっと確認をした上で、この指定管理者の決定をいただければ、対処方法についてもちょっと一緒に協議をしていきたいと考えております。

以上です。

委員長（下垣内和春君） 宇野委員。

委員（宇野武則君） あそこの池のへりがあるわね。あれ、クマザサというようなのが今植えているのですが、あそこ前から言っているのだが、本来は梅、桜、それからあれ、西条の三永の、藤の、あそこを順番にこういうような私の思いがずっとあったのよ。そして、クマザサや竹は山へもうたくさんあるわけだから、あそこをやっぱり四、五メートルの藤にして、藤棚に。向こう側はやっている、ちょっとの。あれをずっとやって、日当たりもあるし、5月頃に花が咲くから、桜が散った後、藤棚ということになるわけだが、そういうちょっと知恵を絞ったら観光客がやっぱり四季の花を見に来る時期は延びるだろうと思うのだが、そういう発想はないのですかね。

委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） 同じ繰り返しでちょっと申し訳ないですけど、非常に樹木も多彩でそういったものも売りにしている公園ですので、今後市のほうも、指定管理者さんは今回も4業者さん、造園事業者が入られますので、専門的な知識もお持ちですので、そこら辺併せて今いただいた意見を一緒に協議していきたいと考えております。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑は。

高重委員。

委員（高重洋介君） ちょっと参考までにお聞きするのですが、この指定管理料2,800万円ですよね。そのうちの造園の維持管理料は大体どれぐらい、何%ぐらいになっていますか。

委員長（下垣内和春君） 都市整備課長。

都市整備課長（広近隆幸君） 樹木管理費についての御質問であります。

今回、いろいろ指定管理料についても見直しをさせていただきました、造園業務に関しましては造園工の公共単価も非常に上がっているということで、そちらのほうもしっかり反映させていただくということで、前回平成29年度からしますと人件費等も含めてかなり高騰しているというふうな状況にありますので、前回と比べまして15%増して、増やすというふうなことで1,134万8,300円とちょっと細かいのですが、1,130万円ということで、約ですが、上限額の設定ということでさせていただいております。委員長（下垣内和春君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようですので、次に参ります。

続きまして、議案第65号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） それでは、失礼いたします。

建設課の案件につきましては、議案第65号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

議案書につきましては91ページ、議案参考資料につきましても91ページとなっております。

それでは、議案参考資料によりまして御説明させていただきます。

本案は、広島県が策定いたしました放置艇解消のための基本方針が改正されたことを踏まえ、漁港におけるプレジャーボートの係留保管に係る施設の使用料の徴収開始時期を延長するため、必要な規定の整備を行うものでございます。

改正内容につきましては、小型船舶用泊地等の使用許可制度の円滑な導入や公平性を確保するため、広島県が使用料の徴収開始時期を2年間延長したことから、市が管理する漁港につきましても同様に使用料の徴収開始時期を2年間延長いたしまして、令和7年3月31日までの間は使用料を徴収しないとするについて改正するものでございます。

延長となりました要因につきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響によりまして関係者との交渉機会を十分に確保できなかったこと、また実際の交渉現場で想像以上に多様な困難な地域課題に直面いたしまして、その解決にはさらに相当程度の時間を要する状況であることから2年間の延長としているものでございます。

なお、本改正に当たりましては、広島県より統一的な改正内容が示されておりまして、県内の関係市全てがその内容に沿って改正を行うものでございます。

施行期日は、公布の日としております。

根拠法令につきましては、地方自治法第225条となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

委員長（下垣内和春君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

宇野委員。

委員（宇野武則君） 今のところはキムラ肥料のほうの前の放置艇になるわけですが、あれは禁止区域になるのですね、将来。昨日、一昨日、私も県庁へ行きまして、ちょっとその話もいたしました。昨日は東広島の土木のほうから書類を持ってこられて、今、明神とそれから毛木の係船場で約100隻おります。そして、もうあと4名が返事がないということで、書類、昨日持ってこられたのですが。どっちにしても2年といってもすぐですから、放置艇の対策というのはやはり市も絡まないといけない部分がありまして、しっかり連携取って、実は私も一昨日県庁で港湾振興課長と長いこと話して、毛木の係船場の問題、あそこの中になかなか数が入るので、県のほうにやっていただきたいとお願いしたのですが、なかなか県のほうも即答いただけなかったのですが、方向性はいい案が見つかって、それで県庁のほうで法的にどうかということで別れて帰ったのですが、どっちにしても見解はもう決まったわけですから、どっちにしてもこの問題は2年後には施行になるのだらうと思うのですが、そこらをしっかり所有者に混乱がないように県としっかり連携してやってください。

委員長（下垣内和春君） 建設課長。

建設課長（松岡俊宏君） おっしゃられるように広島県としっかりその辺のことにつきましては連携を図りながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員長（下垣内和春君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留し、暫時休憩いたします。

説明員は退席願ひます。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、委員間討議を始めます。

まず、第117号第1項の規定による委員外議員の出席または第2項の規定による委員外議員の発言について要求のある方は申出をお願いしたいのですが、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） では、付託議案についての委員間討議を始めさせていただきますが、委員の方、まだ御意見等がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 以上をもって本委員会への付託議案に対する質疑を終結いたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（下垣内和春君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

これより本委員会の付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順に執り行ってまいります。

最初に、議案第56号総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドの指定管理者の指定についてについて、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第64号竹原市手数料条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第65号竹原市漁港管理条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第66号竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第70号令和4年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。



討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（下垣内和春君） ありがとうございます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することといたします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては委員長に御一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長において調整いたしますので、御了承願います。

説明員は退席していただいて結構でございます。

それでは、その他の事項に移ります。

閉会中の継続審査の申出についてであります。次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続審査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るように考えております。また、委員の皆様におかれて継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（下垣内和春君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

本日は大変ありがとうございました。

午前10時35分 閉会